

議案第80号

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 利用者登録の有効期間の延長等に係る規定を設ける必要があるので、本案  
を提出する。

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 5 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、利用者登録の有効期間を延長することができる。この場合において、延長の期間は、2年を超えない範囲で区長が別に定める。

第4条第1項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

第4条第4項中「第1項」を「前条第4項及び第5項の規定は、第1項及び第2項」に、「は、2年間とする」を「について準用する」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定により利用者登録の更新を受けた者からその更新の申出があったときについても、同項と同様とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。